

有害獣防止柵の設置材料費を補助します

農家の方が設置する防止柵の材料費に対し補助金を交付します。

対象者 農地を耕作し、町内に住所を有する農家の方

条件 次の条件にすべて該当すること(同一地の重複交付は除きます)

- ①有害獣による農作物被害を防止するために設置する防止柵であること
- ②受益面積が10a以上の単独又は隣接した農地であること
- ③松田町内の農地に設置するために購入すること
- ④周囲の承諾があり、周辺環境へ悪影響を与えない構造であること
- ⑤概ね5年以上の使用に耐え、防除効果が期待できること

補助対象 資材購入費(防止柵及び門扉などを含む)
※電気柵については電気を供するために必要な装置及び感電事故防止などの安全対策を講ずるための消耗品を含む

補助額 1メートルあたり1,500円を限度とし、1回の申請につき20万円を上限とします(合計額の1,000円未満は切り捨てます)。

申し込み・問合せ 観光経済課 商工農林係 TEL83-1228

障がいのある方のための相談室

日時 8月3日(金) 14:00~16:00

場所 役場 2階 福祉課相談室

相談員 「相談支援センター りあん」の専門相談員

対象者 身体、知的、精神に障がいのある方(児童を含む)
(対象者の家族等からの相談もお受けします)

費用 無料(予約不要です)

問合せ 福祉課 福祉推進係 TEL83-1226

※相談室は、毎月1回開催します(日程は「お知らせ号」に掲載します)

使用済みの切手をご提供ください

町更生保護女性会では、使用済み切手を、海外(パキスタン・タンザニアなど)に送り、保健医療に役立てる社会貢献活動を行っています。

ご家庭などで使用済みの切手がありましたら、**役場・町民文化センター・寄出張所**に収集箱を設けておりますので、ご協力ください。

なお、切手を切り抜く作業ができるように、切手の周りに封筒の紙が残っている状態でご提供くださいますようお願いいたします。

問合せ 子育て健康課 子育て支援係 TEL84-5544

親子で楽しむおやつ作り

親子でおやつ作りを楽しみながら、普段食べているおやつについて一緒に考えてみましょう。お気軽にご参加ください。

日時 8月2日(木) 10:00~12:00 ※受付9:45~

場所 健康福祉センター 2階 機能訓練室

講師 ヘルスメイトまつだ

対象 未就学児(2歳以上)とその保護者

持ち物 エプロン、三角巾、タオル

参加費 1人50円(受付時に集めます)

申込期限 7月27日(金)

申し込み・問合せ 町健康福祉センター TEL84-1195
子育て健康課 健康づくり係 TEL84-5544



平成30年7月15日発行

広報まつだ

お知らせ号

編集/発行 政策推進課
〒258-8585 松田町松田惣領2037番地 TEL 83-1222
ホムパ・ゾアトリス <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

夏休み中の学校プール開放

今年も次の日程で、各中学校のプールを開放します。プールを安全に楽しむために、ルールを守ってご利用ください。

日時・場所 松田中学校 7月21日(土)~8月30日(木) 11:30~16:00
寄中学校 7月21日(土)~8月31日(金) 11:30~16:00

※松田小学校プールの一般開放は行いません
※当日の天候によりお休みになることがあります

問合せ 教育課 施設管理係 TEL83-7023



店舗リノベーション支援補助金のお知らせ

この制度は、既存店舗の改修や設備の改善、空き店舗や空き物件を利用し新規出店にかかる費用を補助するものです。

対象者 次の条件にすべて該当すること

- ①足柄上商工会松田支部の会員である者または会員となることを誓約する者
- ②町税の滞納がないこと

対象経費 改装費、備品購入費、宣伝広告費(備品購入費と宣伝広告費は単独では対象とせず、改装費と併せた場合にのみ対象経費とする)

補助金額 対象経費から国などの補助金を控除した額の2分の1以内(50万円限度、千円未満切り捨て)

※補助金交付を受けた場合、実績報告が必要となります
※対象事業や提出書類の詳細は、右のQRコードをスマートフォンやタブレットなどで読み取り、町ホームページをご覧ください

申し込み・問合せ 観光経済課 商工農林係 TEL83-1228
足柄上商工会 TEL83-3211



QRコード

ママと子どものためのセミナー

子どもの突然の病気やケガなど、いざという時に慌てず対応できるように、子どもの応急手当の方法について講習会をします。ぜひご参加ください。

日時 8月23日(木) 10:00~11:30 ※受付9:45~

場所 健康福祉センター 2階 機能訓練室

内容 子どもの応急手当と心肺蘇生法

講師 小田原市消防本部職員

対象 乳幼児期のお子さんの保護者 **持ち物** ハンカチ

その他 託児が必要な方は、事前にお申し出ください。
動きやすい服装でお越しください。

申込期限 8月20日(月)

申し込み・問合せ 町健康福祉センター TEL84-1195
子育て健康課 健康づくり係 TEL84-5544



今月の納付

固定資産税 税務課資産税係 TEL83-1224
国民健康保険税 町民課国保年金係 TEL83-1225
後期高齢者医療保険料 町民課国保年金係 TEL83-1225

納期限は、7月31日(火)です。

口座振替をご利用の方も、同日が振替日です。
税金や保険料のお支払いは、納め忘れがない口座振替が便利です。
お申し込みは、各金融機関または役場担当窓口で受け付けています。
(預貯金通帳、届出印をご持参ください)

サイレン吹鳴のお知らせ

町では、今年も戦没者、原爆犠牲者の冥福と世界の恒久平和を祈念し、次の日時にサイレンを吹鳴します。悲劇を繰り返さないために、黙とうを捧げましょう。

広島原爆犠牲者への慰霊 8月6日(月) 8:15
長崎原爆犠牲者への慰霊 8月9日(木) 11:02
戦没者への慰霊(終戦の日) 8月15日(水) 12:00

問合せ 福祉課 福祉推進係 TEL83-1226

木造住宅における「耐震診断」と「耐震改修工事」の補助

町では既存木造住宅の耐震化を促進し、地震に強い安全なまちをつくるため、木造住宅の耐震診断と耐震改修工事に要する経費への補助を行っています。

【耐震診断】(次の①~③の全てを満たす住宅)

補助対象 ①町民自ら所有し、居住する木造住宅
※プレハブ工法や枠組み壁工法のは除く
②昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けた一戸建て住宅、二世帯住宅または店舗併用住宅
※昭和56年6月1日以降に増築または改築しているものは除く
③2階建て以下の住宅

補助金額 耐震診断に要した経費の3分の2(上限7万円)

【耐震改修工事】

補助対象 ①耐震診断の結果、総合評点1.0未満であるもの
②耐震診断の補助対象の要件①~③を満たす住宅

補助金額 耐震改修工事に要した経費の2分の1(上限50万円)

【共通事項】

申請方法 まちづくり課窓口(役場1階)もしくは町ホームページにある各種申請様式に記入し、まちづくり課に申請してください。申請は随時受け付けています。

問合せ まちづくり課 都市計画係 TEL84-1332



【予約制】無料法律相談

予約制 相談を希望される方は、予約をお願いします。

相談日時 8月7日(火) 9:15~11:45

場所 役場 3階 会議室 **定員** 6人(先着順)

相談員 牧浦 義孝 弁護士

申込期間 7月24日(火)~8月6日(月)
8:30~17:15 ※土、日、祝日を除く

申し込み・問合せ 総務課 庶務係 TEL83-1221

